

◆今後の取り組み

第1ステップ

平成 25 年 4 月から
取水ルール等の条例制定
・地下水利用状況の届け出など

第2ステップ

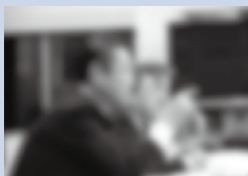
転作田湛水等試験事業完了後
・転作田湛水など涵養事業の
拡大

第3ステップ

涵養事業の進捗状況により
・地下水の涵養のための協力
金制度の導入

◆条例制定スケジュール

- 平成 24 年 8 月
 - 地下水資源強化・活用指針策定
- 12 月
 - 条例素案公表
 - 市民説明会の開催



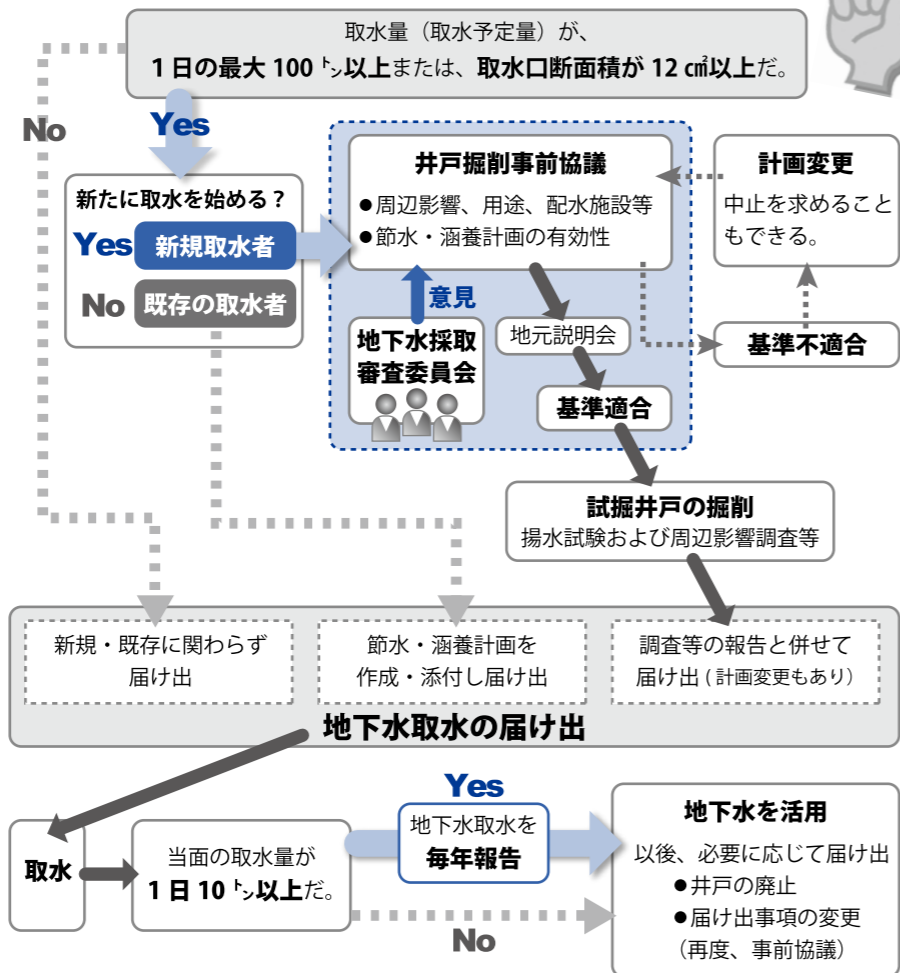
- 市民意見の募集 (1月8日まで)
- 平成 25 年 1 月
 - 市民意見を反映し条例案の修正
- 3 月
 - 3月定例議会で審議※可決の場合
- 4 月
 - 条例施行

●問い合わせ先
 kankeyou@city.azumino.nagano.jp
 生活環境課環境保全係
 (☎ 82・3131 代 ☎ 82・6622)

●応募先 〒399・8303 安曇野市穂高6658 穂高総合支所内
 生活環境課または各総合支所地域支援課

条例(案)のポイントを紹介します

1 取水ルールのポイント



2 地下水の保全・涵養のポイント

- 市は、水環境基本計画を策定。地下水の保全・涵養、適正利用のため長期的に取り組むこととしています。
- 地下水の水位や水質などを調査し、公表することとしています。
- 地下水の涵養のための対策に係る経費の一部を、地下水採取者および地下水利用者に対して協力を求めることができることとしています。

3 その他のポイント

- 市は、必要な場合に土地または、建物に立ち入り、地下水に関する調査や助言、指導を行うこととしています。
- 届け出・協議をせず、あるいは、虚偽の届出等をした場合に氏名等を公表。この場合に、罰則を科すことも検討しています。

市民の皆さんの意見をお寄せください

市では条例案に対する市民の皆さんからの意見を、1月8日まで募集しています。お寄せいただいた意見を条例案に反映し修正を加え、条例制定に向けて取り組みます。任意の用紙に意見、提言事項を記載し、郵送か持参、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。詳しくは、12月5日発行の広報あづみのお知らせ版の15ページをご覧ください。

取水ルールを 作る Rule

市では「地下水資源強化・活用指針」をもとに「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例(仮称)素案」(以下条例案)を策定しました。新たなルール作りに向けて、市民の皆さんの意見をお寄せください。



12月15日開催の条例制定の地域別説明会(豊科公民館)

この条例案は、地下水を市民共有の財産として、地下水利用者(井戸等)の利用状況の届け出および年間利用量の報告の義務化、新規取水者の事前届け出制および一定量を取水する場合の事前協議の導入などの取水ルールを定めるものです。具体的には左ページのフローに示したとおり、地下水を利用するすべての皆さんが届け出ることとしています。さらに規定量以上(1日100ト以上、または取水口の断面積が12平方メートル以上)の地下水を新規に取水する場合は、周辺への影響などの事前協議や地元説明会を開くこととしました。なお、規定量以上をすでに取水している場合は、節水・涵養計画を作成し、届け出ることとしています。また、1日10ト以上の地下水を取水する場合は、取水量を毎年報告することとしています。

なお、転作田湛水など地下水の涵養事業の費用を地下水利用者が一定の負担をする仕組み作り(協力金制度の導入等)は、現在行われている。麦後転作田湛水などの試験事業の効果検証を踏まえた上で、今後、農家や土地改良区などの協力を得ながら検討していく予定です。

地下水を育み、生かし、将来へ引き継ぐため 市民の皆さんと話し合いながら取り組みます - 宮澤市長 -

地域産業に生かしていきます



市長と語る会で呼び掛ける宮澤市長

宮澤市長は11月に行われた「市長と語る会」のあいさつで「3・11東日本大震災以降、水の大切さが見直されています。被災地では初めに水が必要とされ、1日たりとも欠かせないものです。市は地下水をどのように守り活用したら良いのか検討を進めてきました。今後、企業など地下水利用者の皆さんに地下水保全の

- 市の役割…計画的に地下水の保全・涵養のための施策を実施
- 市民・事業者の皆さんの役割 市が進める地下水の保全・涵養の取り組みへの協力等
- 地下水利用者の役割…採取量の削減に努めることや採取した地下水の再利用等

条例制定(ルール作り)

